

### 3) 認証制度の推進

#### 【農産物及び生産者の取組】

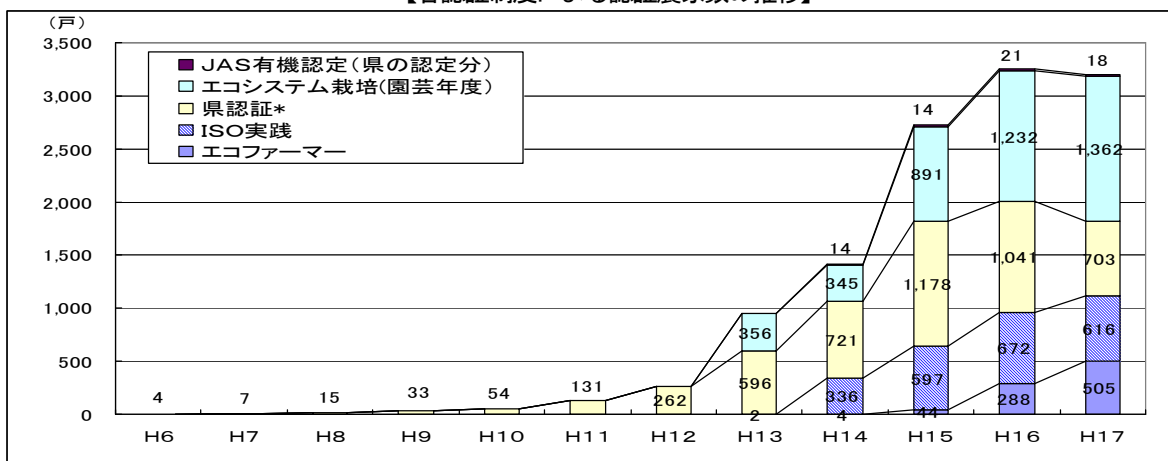
##### 現状と課題

- 本県では、有機物の活用や減化学肥料・減農薬等による栽培方法により、生産性を維持しながら環境への負担を少なくする持続性の高い農業を推進し、県民に安全・安心な農産物等を供給するため、様々な認証制度を設けています。
- 平成15年度までは、高知県無農薬・減農薬栽培農産物認証（県認証）を受けた農産物の栽培面積は増加傾向にありましたが、国の新ガイドライン表示への移行（平成16年）や、団体のエコシステム栽培の普及拡大などの影響により、認証面積は減少傾向にあります。
- 県認証や国の新ガイドラインに基づく表示や、エコファーマー、エコシステム栽培等の認定制度については、一定、定着しつつあります。
- 有機JAS認定制度については、平成17年度までは、県が登録認定機関として認定業務を実施し、有機農業の普及に取組んで来ましたが、平成18年11月には、県内において有機農業の普及・啓発活動を行うNPO法人が、JAS法に基づく登録認定機関として国に登録され、有機農産物等の認定業務を実施しています。

##### 事業・取組の方向

- ① 消費者に信頼される安全・安心な農産物等の供給を図るため、特別栽培農産物ガイドラインの表示や、環境にやさしい生産方式などに取組む認証制度を推進します。

【各認証制度による認証農家数の推移】



##### 推進目標

項目	現状値(平成17年度)	目標値(平成23年度)
エコシステム栽培に取り組む農家数	(平成17年8月～18年3月末まで) 1,061戸	※(平成20年度) 1,574戸

※エコシステム栽培審査登録は高知県園芸連が実施しており、平成20年度の目標値までを設定している。

【担当課】環境農業推進課

**【主な認証制度】**

認証制度名	認定機関	制度の内容、対象業種等	認証票・表示												
高知県無農薬・減農薬栽培農産物認証	県	生産過程において化学合成農薬を使用しない栽培、または化学合成農薬使用回数を慣行栽培の5割以上あるいは8割以上減らした栽培を認証。 対象業種：農業者	 高知県無農薬・減農薬栽培農産物認証マーク												
有機農産物等の検査認定制度 (有機JAS)	登録認定機関 (NPO法人 高知県有機農業研究会)	化学的に合成された肥料及び農薬の使用を避けることを基本とし、たい肥等による土づくりを行ったほ場において生産された農産物や、それらを使った加工食品を認定。 対象業種：農業者、加工業者	 認定機関名												
こうち農業 ISO14001 協定制度	県	環境に関する取組の国際規格、ISO14001による「環境マネジメントシステム」を実践する農家と知事が協定を結ぶ。県環境保全型畑作振興センターとともにISOに取組む農家が対象。 対象業種：農業者	 ISO14001 実践農家												
エコファーマー (持続性の高い農業生産方式導入計画認定農業者)	県	持続性の高い農業生産方式(たい肥等による土づくりと化学肥料、農薬使用の低減を一行的に行う生産方式)を導入するため「導入計画」を策定した農業者を知事が認定。 対象業種：農業者	 エコファーマー 〇〇県認定△△△号												
エコシステム栽培 審査登録	高知県園芸連	化学合成農薬の使用だけに頼らず生態系や生産物への影響を小さくする、人や環境にやさしい栽培方法として、総合的病害虫・雑草管理 (IPM) 技術を取り入れた栽培管理の基準を設けて審査し登録。 対象業種：農業者													
特別栽培農産物に係る表示ガイドライン	栽培責任者及び確認責任者	その農産物が生産された地域の慣行レベルに比べ、化学合成農薬のうち節減対象となる農薬の使用回数及び化学肥料の窒素成分量が5割以下で栽培された農産物を生産するためのガイドライン。 対象業種：農業者	<p>特別栽培農産物の表示例 (平成15年4月改正の表示例)</p> <p>農林水産省ガイドラインによる表示 特別栽培農産物 化学合成農薬: 当地比 5割減 化学肥料: 栽培期間中不使用</p> <p>栽培責任者 ○○○○町△△△ 住所 ○○県○○市○○-○○ 連絡先 TEL ○○-○○-○○ 確認責任者 △△△△町○○○ 住所 ○○県○○市○○-○○ 連絡先 TEL ○○-○○-○○</p> <p>(農薬等薬剤使用状況) <a href="http://www.tokusai.jp/">http://www.tokusai.jp/</a></p> <p>化学合成農薬の使用状況</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>使用薬剤名</th> <th>用途</th> <th>使用回数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>○○○○○</td> <td>殺菌</td> <td>1回</td> </tr> <tr> <td>□□□□□</td> <td>殺虫</td> <td>2回</td> </tr> <tr> <td>△△△△△</td> <td>除草</td> <td>1回</td> </tr> </tbody> </table>	使用薬剤名	用途	使用回数	○○○○○	殺菌	1回	□□□□□	殺虫	2回	△△△△△	除草	1回
使用薬剤名	用途	使用回数													
○○○○○	殺菌	1回													
□□□□□	殺虫	2回													
△△△△△	除草	1回													

## 【加工食品及び食品関連施設】

### ◆ 高知県Eマーク商品認証制度

#### 現状と課題

- 各都道府県が共通の認証マーク(Eマーク)をつける地域特産品認証事業を実施し(高知県Eマーク食品認証)、「優れた品質」「正確な表示」「地域の環境と調和」を満たす加工品の認定基準の策定と商品認証を行っています。制度の認知度が低く、県内の認証品目数及び認証数が低迷していることから、認証制度の周知と充実が課題になっています。

#### 事業・取組の方向

- ① 地域食材を活用した加工食品の情報提供に努めるとともに、認証制度の拡充と消費者及び食品製造事業者への周知を図ります。

【担当課】 地産地消課

### ◆ 高知県食品衛生管理認証制度

#### 現状と課題

- 県は、HACCPの考え方に基づく自主衛生管理の取組の促進を図るため、県が定める認証基準に適合する県内(高知市を除く)の食品関連施設を認証しています。
- 認証施設数の増加と認証制度の普及を図り、消費者が安心して食品を選択する目安となるように促進していくことが重要です。

#### 事業・取組の方向



- ① 県で作成した認証制度普及冊子により食品関連事業者へ制度の普及を図り、認証施設を増やします。
- ② 認証を希望する事業者のニーズを受け、新たな業種についても認証基準を作成します。

【担当課】 食品・衛生課

#### 推進目標

項 目	現状値(平成17年度)	目標値(平成23年度)
高知県Eマーク商品認証制度によるEマーク認証品目基準策定と商品認証の実施	認証品目 5品目 認証点数 6点	認証品目 6品目 認証点数 7点
食品衛生管理認証制度認証施設数	3施設	8施設

## 【認証制度】

認証制度名 認証マーク	認定機関	制度の内容、対象業種等
高知県Eマーク商品 認証  	県	<p>             県は、高知県内で製造される加工食品について、食品製造業者の申し出を受けて、以下の要件を満たす加工食品の認証基準を定め、高知県Eマーク商品認証委員会の意見を聴き、基準に適合している加工食品を認証する。制度を設けることにより、県産加工食品に対する消費者の信頼を高め、もって高知県農業及び食品産業の振興に資することを目的とする。           </p> <p>             〈認証基準の対象となる加工食品の要件〉           </p> <p>             (1) 本県の特徴ある原材料を用いて生産される地域食品であり、かつ、地域性、地域原材料、地域の技術を生かした製造方法等による食品であること。           </p> <p>             (2) 認証を行うことにより、認証を受けた県産加工食品に対する消費者の信頼が高まることが確実に見込まれること。           </p> <p>             (3) 認証を行う県産加工食品の生産体制等が整備されており、又は整備されることが確実に見込まれること。           </p> <p>             〈対象業種（認証品目）〉              食品製造業（豆腐・かつおのわらやきたたき・ゆず果汁・ゆず果汁（実生ゆず）・味噌）           </p>
高知県食品衛生管理 認証制度  	県	<p>             HACCPの考え方を取り入れた県独自の衛生管理基準に適合する食品関連施設を認証する制度。           </p> <p>             〈対象業種〉              魚肉練り製品製造業、鰹のたたき製造業、清涼飲料水製造業、アイスクリーム類製造業、乳処理業、しょうが加工品製造業           </p>